

栃木県・群馬県との北関東3県の約700万人圏域において、性的マイノリティの方の負担軽減と利便性向上を図るため、パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定を締結しました！

茨城県は、多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現に向けて、令和元年7月に都道府県では全国初となる「いばらきパートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

現在、パートナーシップ宣誓制度については、全国200以上の自治体で制度の導入が進み、人口カバー率では50%を超えた一方、他の自治体に転出する際には、転出先の自治体に出向き、始めから宣誓をやり直す必要があり、第三者によるアウティングを誘発するおそれがあるなど、当事者の負担が大きくなっています。

このため、大井川知事は、本年7月の全国知事会議において、制度の導入促進と他自治体に転出した際に簡易な手続で宣誓の効果を継続する連携促進の取組を提案するとともに、制度導入済の府県知事に対し直接働きかけを行いました。

その結果、8月の都道府県間では全国初となる佐賀県との連携協定締結に続き、11月には、岡山県笠岡市及び鹿児島県指宿市との間で連携協定を締結しております。

さらに、今般、医療、教育、就労など日常生活の面で、県境を越えて人的・経済的な交流が広がっている北関東3県が連携することにより、約700万人圏域において、性的マイノリティの方のさらなる負担軽減・利便性向上につなげてまいります。

1 協定の締結日 令和4年12月20日（火）

2 締結自治体 茨城県、栃木県、群馬県

3 連携協定の内容

① 転入・転出時における宣誓手続の簡素化に関すること。

パートナーシップの宣誓をした方が、3県間で引越しをする際、第三者によるアウティングの誘発を防ぐため、再宣誓を省略して、宣誓の効果を継続

② サービスの相互利用に関すること。

利便性向上のため、それぞれの受領カードを県立病院などで相互に利用できる
取組 等

【本件に関するお問い合わせ先】

福祉政策課人権施策推進室 山本 TEL：029-301-3135